

## 手形・小切手の交換方法を電子化する「電子交換所」設立に伴うご案内

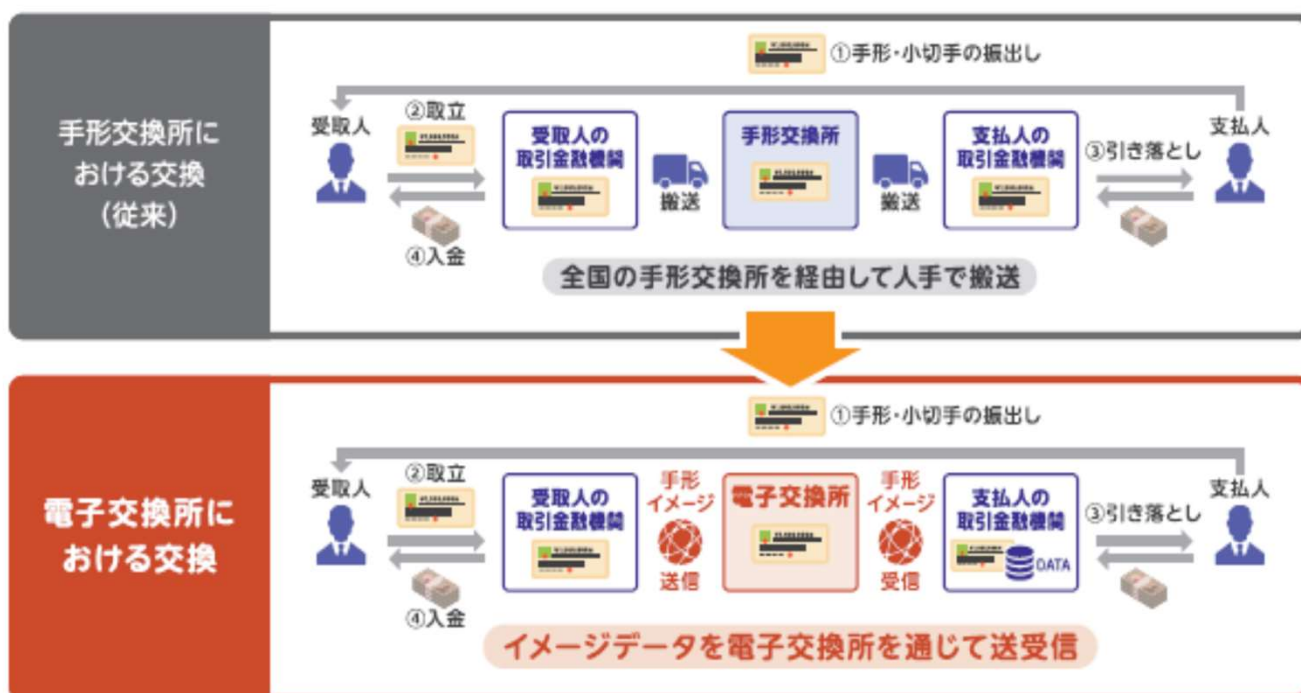
全国銀行協会では、2022年11月に電子交換所を設立することを決定し、電子交換所設立以降は、全国各地に設置されていた現在の手形交換所は廃止となり、原則すべての手形・小切手が電子データで交換を行う電子交換所での取扱いに変更されます。

お客様の手続等の変更はございませんが、手形・小切手用紙の変更を予定しており、変更内容および手形・小切手用紙記入時のご留意事項がございますので、ご確認ください。

### 1. 電子交換所による手形・小切手の交換決済開始

今までは人手を介して搬送していた手形・小切手ですが、「電子交換所」によって金融機関間の手形・小切手の交換業務をイメージデータの送受信で完結できるようになります。

※お客様の手続等の変更はございません。従来どおり、金融機関において取立手続を行っていただけます。



電子化することで、  
こんなに利便性が向上します！

- ✓ 災害にも強固な決済インフラに  
万一の災害時に搬送できないリスクを削減します。
- ✓ 遠隔地の取立における時間短縮

※取引先の金融機関の遠隔地取立等のお取扱  
が変更となる場合があります。詳しくは  
お取引先の金融機関にお問い合わせください。

全国銀行協会からリーフレットが公表されておりますのでご照会ください。

全国銀行協会ホームページ

<https://www.zenginkyo.or.jp/kessai/news/17389/>

## 2. 手形・小切手用紙の変更およびご留意事項

### ◎手形・小切手用紙の変更について

三十三銀行では、QRコード付きの新デザインの手形・小切手用紙に変更いたします。

※為替手形等、一部QRコード対象外の券種もございます。

※既にお持ちの手形・小切手も引き続き利用可能です。

### ◎新デザインの手形・小切手用紙の発行について

QRコード付きの手形・小切手用紙への変更に伴い、金額・振出人欄等の位置が変更となります。恐れ入りますが、チェックライターの印字位置等をご確認ください。なお、新デザインの手形・小切手用紙の発行は、2022年11月10日（木）以降にお申し込みいただいた分より、新デザインでの発行を予定しております。

#### 【約束手形見本】

No.	約束手形	YA00001	全国 5001 0154 - 101
金額	株式会社△△工業 殿		支払期日 令和 ×年 ×月 ×日
収入 印紙 社印	¥1,000,000※		支払地 四日市市
	上記金額をあなたまたはあなたの代理人へこの約束手形と引替えにお支払いいたします		支払場所 三十三銀行 本店営業部
	令和 ×年 ×月 ×日		社印
振出地	三重県〇〇市〇〇町1-1		
住所	三十三商事株式会社		
振出人	代表取締役 〇〇 〇〇		
⑆02 ⑆500⑆0⑆154⑆10⑆00 ⑆0000⑆			

#### 【小切手見本】

KA00001	小切手	全国 5001 0154 - 101
支払地	四日市市西新地7番8号	
	三十三銀行 本店営業部	
金額	¥1,000,000※	
上記の金額をこの小切手と引替えに 持参人へお支払いください。		
振出地	三重県〇〇市〇〇町1-1	
住所	三十三商事株式会社	
振出人	代表取締役 〇〇 〇〇	
令和 ×年 ×月 ×日		社印
⑆0⑆500⑆0⑆154⑆10⑆00 ⑆0000⑆		

## ◎ 手形・小切手用紙へのご記入方法と注意事項について

電子交換所では、手形・小切手の券面の情報を読み取り、電子データ化のうえ、金融機関間でイメージデータの送受信を行います。券面の情報を正しく読み取るために、旧デザイン・新デザインともに、以下のご記入方法、注意事項をご確認ください。

### (1) 金額欄のご記入方法

#### ① アラビア数字（算用数字、1、2、3…）でご記入の場合

- ・チェックライターを使用してください。
- ・金額の頭には「¥」を、その終わりには「※」、「★」等の終止符号を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。
- ・チェックライターによる金額は濃い文字となるよう、インクをご確認ください。

#### ② 漢数字でご記入の場合

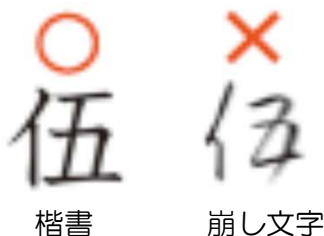
- ・文字の間隔をつめ、下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用してください。
- ・金額の頭には「金」を、その終わりには「円」を記入してください。
- ・崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。

#### 【金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧】

	1		2				3		4			5		6		7			
漢数字	壹	壹	弍	弍	弍	貳	貳	参	参	四	泗	肆	五	伍	六	陸	七	漆	質
	8		9		10		100			1,000			10,000						
	八	捌	九	玖	拾	什	百	陌	佰	千	仟	阡	万	萬					

〈その他〉金、円、圓（円の異体字）、億

#### 【崩し字の例】



- (2) 金額欄には上記(1)に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重ならないようにしてください。
- (3) 金額を誤記されたときは、訂正せずに新しい手形・小切手用紙を使用してください。
- (4) 金額以外の記入事項を訂正される場合は、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。

また、訂正の記入やなつ印等が金額欄、銀行名、QRコード欄に重なることがないようにしてください。

(5) 手形・小切手用紙の下辺余白部分（クリアーバンド）は使用しないでください。

### 3. 資金化時限の変更

電子交換所設立後は、全国共通でひとつの交換所での取扱いとなります。

これにより手形・小切手の支払場所が遠隔地の場合、現在は資金化までに日数を要しておりましたが、電子交換所による手形・小切手の交換決済開始後は、支払場所が遠隔地の手形・小切手の資金化時限が早まる場合がございます。

### 4. その他お知らせ

(1) 紙の手形・小切手の保管について

紙の手形・小切手は、お支払い後、受取人の取引金融機関（取立金融機関）で3カ月間保管されます。

偽造・変造が疑われ、現物の確認が必要となる場合には、速やかにお申し出ください。

(2) 当座勘定規定

当座勘定規定および手形（小切手法）用法が改定となります。

改定後の当座勘定規定は、2022年10月頃ホームページに掲載予定です。

### 5. 電子的な決済への移行をご検討ください。

決済手段の電子化は、昨今の環境配慮やテレワーク対応に向けた社会的意義を持つとともに、企業・金融機関の業務効率化に貢献します。

金融界は、政府で閣議決定された約束手形の利用廃止と小切手の全面的な電子化に向けて、政府・産業界と連携しながら2026年度までに手形・小切手の全面的な電子化を目指しています。

電子化のメリットは、手形・小切手をはじめとする書面・押印・対面手続きの省力化や管理コストの削減など、支払側と受取側にあります。お客さまにおかれましても、電子記録債権のご利用およびインターネットバンキングからの振込といった電子的な決済手段への移行をご検討くださいますようお願いいたします。

サービス内容等の詳細は窓口へお問い合わせください。